　0502-00-01



一般社団法人日本原子力学会

日本原子力学会情報メールサービス運用細則

平成28年4月27日　第3回広報情報委員会承認

（目　的）

第１条　本細則は，広報情報委員会規程（0501）第２条に基づき，一般社団法人日本原子力学会（以下，「本会」という）情報メールサービスにあらかじめ登録された会員等に対し，電子メールの一斉配信により，情報を迅速に提供することを目的として定める。

（配信する情報）

第２条　配信する情報は，以下とする。

（１）本会が主催または共催，協賛する行事に関するもの

（２）本会が発行する書籍，雑誌の販売に関するもの

（３）会長，理事会，その他各組織（委員会，部会，支部，専門委員会等）からの連絡，公告に関するもの

（４）学協会，研究機関，大学等，本会以外の機関が開催する行事のうち，本会の会員に有用と思われるもの

（５）公的機関からの人事公募，受賞候補者等の公募に関するもの

（６）その他，広報情報委員会（以下，「委員会」という）が適当と認めたもの

（配信する情報の提供者）

第３条　配信する情報の提供者となり得るのは，以下とする。

（１）会員（個人会員，賛助会員）

（２）本会および関係組織（支部，部会，専門委員会，標準委員会等）

（３）公的機関（学協会，研究機関，大学等）

（４）その他，委員会が適当と認めた者

（配信の可否）

第４条 提供された情報の配信可否は，委員会が審議し決定する。ただし，第２条，第３条にかかる情報のうち，配信について委員会の審議が必要ないものについては，これをすみやかに配信する。

なお，以下に該当する情報は，原則として配信しない。

（１）特定の個人・団体（企業）の商業的利益を目的とするもの

（２）ごく一部の会員にのみ有用で，個人宛のメール送信が適当だと思われるもの

（３）その他，委員会が適当でないと認めたもの

（配信文書の要件）

第５条　配信文書の要件は，以下とする。

（１）配信文書は，2,000字以内とする。

（２）添付ファイルの配信はできない。配信文書以外のファイルの参照が必要な場合は，情報提供者または本会のホームページに当該ファイルをおき，それを参照するよう配信文書中に記載する。

（３）理由なく，同一文書の複数回にわたる配信はできない。

（４）配信文書は，そのままで配信可能なように形式を整えてあること。

（５）配信される情報に関する責任者または担当者，およびその連絡先が明記されていること。

（配信手続）

第６条　配信を希望する者は，配信文書が第５条の要件を満たしていることを確認した上で，事務局member@aesj.or.jpまでこれを送付する。

（配信業務）

第７条　配信に関する業務は，事務局がこれをおこなう。

（その他）

第８条　配信費用は，当面無料とする。

第９条　本細則に定めるもののほか，情報メールサービスの運営に関し必要な事項は，委員会の定めるところによる。

（改定）

第10条　本細則の改定は，広報情報委員会が決定し，理事会へ報告するものとする。

附則

１　平成22年4月21日　第3回広報情報委員会制定（細則を内規へ変更），同日施行

２　改定履歴

1. 平成26年5月26日　第2回広報情報委員会承認，平成26年5月28日　第7回理事会報告
2. 内規を細則に変更　平成28年4月27日　第3回広報情報委員会承認，平成28年5月24日　第8回理事会報告

附則

１　平成26年5月26日改定の内規は，理事会報告の日から施行する。

２　平成28年4月27日改定の細則は，広報情報委員会承認の日から施行する。